



JASDAQ

2021年5月24日

各位

会社名 株式会社ワットマン
代表者名 代表取締役社長 川畑泰史
(JASDAQ・コード9927)
お問合せ先 取締役経理 IR グループ長 渡邊 匡
(TEL:045-959-1100)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2021年5月24日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2021年6月29日開催予定の第45回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

(2) 導入の条件

本制度は、取締役に対し、取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せず譲渡制限付株式を付与するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を付与することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役報酬等の額は、1992年6月22日開催の第16回定時株主総会において年額400百万円以内とご承認いただいておりますが、本株主総会では、当該報酬枠とは別枠にて、本制度を新たに導入し、当社の取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

取締役は、本制度に基づき、取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せず、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は2031年に開催される当社の定時株主総会の日の前日までの10年間で150千株以内（うち社外取締役分は5千株以内）とし（なお、当社普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて当該総数を調整します。）、その金額は、現行の金銭報酬額とは別枠で当該10年間で450百万円以内（うち社外取締役分は150百万円以内）といたします。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間としております。各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、当該株式の交付日から当該取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 法令、社内規則又は本割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由と

して当社取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を当然に無償で取得すること

(ご参考)

当社は、本株主総会において本制度に関する議案を株主の皆様にご承認いただき、譲渡制限付株式を交付する場合には、本年については、交付に先立ち自己株式の取得を行い、自己株式の処分により譲渡制限付株式を交付する予定ですが、詳細は未定です。本株主総会においてご承認いただいた後、詳細が決まりましたら、改めて公表いたします。

以上